

# 活 動 要 綱

## (活動の目的)

社団法人福井県柔道整復師会は、柔道整復師が有する専門技能を活かし、組織として「社会や地域に奉仕、貢献する」を目的に以下の活動を行います。

健康体操の指導、普及  
各種講習会の開催及び講習会講師の派遣  
各種講演会の開催及び講演会講師の派遣  
健康相談会の開催  
各種スポーツ現場への救護活動  
その他

## (活動の内容)

本会では上記の活動を以下の内容で行っております。

- 健康体操  
柔道の形にストレッチングを応用して、呼吸法や動作を活用した体操で、健康の維持増進を図る有効手段として、各年齢層に分けた体操を普及推進しています。
- 講 習 会  
日常生活やスポーツを行う中で起こる外傷・障害の、予防・再発防止を目的とした、テーピング・ストレッチ・筋力トレーニング等の 実習・指導を行います。またケガをした場合の応急処置を指導します。
- 講 演 会  
関節・筋肉等の外傷・障害(腰痛等)を、予防・再発防止する為の講演を行います。また各種要望に応じた講演を行います。  
(健康体操、講習会と合わせても行います)
- 健康相談  
関節・筋肉等の外傷・障害(腰痛等)に関する相談を中心に、身体全般にわたる相談をお受けします。  
(健康体操、講習会、講演会と合わせても行います)
- 救護活動  
救護班として待機し、競技を行う前に選手が障害を持っていた場合のケアや、ケガが起こった際の応急処置を行います。  
(この活動に際しては別紙要項にもとづいて行います)
- そ の 他  
上記の活動以外にも各種要望があれば、可能な限りお受けいたします。

### (活動の方法)

- この活動組織は、県内で開業している整骨院・接骨院の会である、社団法人福井県柔道整復師会によって組織されています。
- 開業者によって組織されているため、活動は日曜・祝祭日が主となり、平日の活動調整が付かない場合があります。予めご了承ください。
- この活動に際してかかる費用は本会にて負担し、対象者・団体に対して原則として負担を求めません。

### 【申し込みの方法】

- 申込書は、福井県柔道整復師会及びお近くの整骨院・接骨院窓口に置いてあります。
- 申込書に所定事項を書いて頂き、福井県柔道整復師会まで郵送、もしくはFAXでお申し込み下さい。  
1週間以内に、後日担当者より連絡責任者宛にご連絡いたします。
- 申し込みの際は、原則として所定の申込書でお願い致します。  
(詳しくは福井県柔道整復師会または整骨院・接骨院でお聞き下さい)
- 活動調整の都合上、活動希望日の1ヶ月前にはお申し込み下さい。急なお申し込み場合、調整が付かない事があります。
- 大会パンフレット等の参加者への配布資料の作成に当たりまして、当活動の案内をされる場合は名称を「社団法人福井県柔道整復師会」として掲載して頂きたくお願いいたします。

### 【申し込み先】

社団法人 福井県柔道整復師会

〒918-8013 福井市花堂東2丁目301

TEL 0776-34-1977

FAX 0776-34-2324

### 【問い合わせ先】

兵庫整骨院 森瀬 則昭

〒919-0527 坂井市坂井町下兵庫95-20

TEL/FAX 0776-72-0054

# 救護活動要綱

## (活動の目的)

益々増加するスポーツ人口と共に、競技中に発生するケガに対してその現場で処置をする事ができるのは、法的に認められた有資格者(医師や柔道整復師等)のみであることを真剣にとらえ、スポーツ現場において救護活動を行う事で、人々が安心してスポーツを行うために役立てればと考えています。

## (活動の方法)

- 福井県柔道整復師会では、「救護」を求めているスポーツ現場に、プロの技術で応える「本業ボランティア」として活動を行っております。
- 本会は開業者によって組織されているため、活動は日曜・祝祭日が主となり、平日の活動調整が付かない場合があります。予めご了承ください。
- この活動に際してかかる費用は、本会にて負担いたします。

## (打ち合わせ事項)

本会が、救護班としての活動を行う前に対象者、団体の代表者、監督等と本会の担当者で以下の事に付いて打ち合わせを行います。

- 救護班として行う活動は、障害のケアと外傷の応急処置と考えています。
  - 障害 使い過ぎ症候群や外傷が完全に治っていない状態、あるいは慢性化してしまった場合等は、競技の前にテーピング、ストレッチ、手技にてケアします。また、テーピング、ストレッチ、筋力トレーニング等の指導、助言を行います。
  - 外傷 主として骨折、脱臼、捻挫、打撲、肉離れ等、現場でケガが発生した場合の応急処置を行います。
- 尚この処置を行う際は、個々の利用者から、この処置を受けることについての同意と、帰宅後には必ずかかりつけなど地元の医療機関で継続的な処置を受けることについての同意をいただきます。
- 病院へ搬送しなければならないケガ人がでた場合の対応を事前に決めます。
  - 緊急を要する場合は(頭部外傷等)救急車を呼びます。
  - 当日の当番医または会場近くの病院は本会で調べておきます。
  - 対象者・団体の指定病院があれば知らせて頂きます。
- 必要に応じて本会の紹介状を添えて、病院、整骨院・接骨院を紹介します。